

【 細 則 】

第1条 目 的

この細則は、和歌山県ソフトボール協会規約第22条に基づき、運営に必要な事項を定める。

第2条 登 録

会員は、次の各号に該当し本会に登録しなければならない。また、各支部へ登録済みか、若しくは支部推薦されたチームで、常務理事の過半数の承認を得たチーム。

(1) 職域チーム

県内の官庁、会社、工場、商店など同一職場に勤務する者のみによって構成したチーム

(2) 地域、クラブ、エルダー、レディース、壮年、実年、シニア、ハイシニアの各チーム、同一地域(市町村)に居住もしくは複数の地域で編成されたチーム

(3) 教員チーム

県内に勤務する教員のみによって編成したチーム

(4) 大学チーム

同一大学に在学する学生のみによって編成したチーム

(5) 高校チーム

同一高校に在学する生徒のみによって編成したチーム

(6) 中学チーム

同一中学に在学する生徒のみによって編成したチーム
(ただし、学校長の許可を得た場合には、複数の中学でチームを編成することも可能である)

(7) 少年・少女チーム

同一地域(市町村)に居住若しくは複数地域で編成された保護所の同意がなされたチーム

(8) その他、本会の趣旨に賛同する者で編成されたチーム

第3条 登録は、毎年2月末日までに、「本協会の定める登録用紙」により行うものとする。

第4条 会員はその登録事項に異動が生じた時は、直ちに本協会に届けなければならない。

第5条 本会の会員は、負担金として総会で定まる額を4月30日までに納入するものとする。

第6条 本会の事務局は、事務担当者の自宅に置く。

第7条 理事長は、次に掲げる事項について事務局長に委任することが出来る。

(1) 平常の会務事務及び公金に係る事務処理

(2) 理事長から指示された事項

(3) 予め指示された事項及び緊急を要する事項の専決

(4) 平常の簡易事項の専決

第8条 理事長の専決事項

後援事業について、理事長が専決することが出来る。

ただし、後日理事会に報告をしなければならない。

第9条 本会に次の専門委員会を設ける事が出来、運営に必要な部を別途内規により設置する。

(1) 総務委員会

(2) 審判委員会

(3) 技術委員会

第10条 本細則の運営に必要な細則は、「内規」に定める。

[附 則]

この細則は、昭和23年4月1日から施行する

この細則は、昭和36年3月19日から施行する(一部改訂)

この細則は、昭和43年3月24日から施行する(一部改訂)

この細則は、平成元年2月5日から施行する (一部改訂)

この細則は、平成12年5月21日から施行する(一部改訂)

この細則は、平成21年1月18日から施行する(一部改訂)